

令和 8 年度公立大学法人釧路公立大学障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）において障害者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、法人の全組織とする。

4 優先調達の対象となる障害者就労施設等

法人において優先調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち釧路市内等に所
在し、物品の供給又は役務の提供が可能な事業所・施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

- ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労選択支援事業所
- オ 就労移行支援事業所
- カ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条に基づく以下の企業・事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項で定める基準を満たすもの）

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

5 調達にあたっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、また、可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、国や北海道における障害者就労施設等からの調達に関する指針等との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの調達にあたっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達にあたっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

6 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達することを目標とする。

7 物品等の調達推進のための具体的方策

(1) 随意契約制度の活用

障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、公立大学法人釧路公立大学契約事務規程その他の関係規程に基づき随意契約によることが可能な場合には、その活用を積極的に検討する。

特に、同規程第 31 条に規定する随意契約によることができる場合に該当し、発注する物品又は役務について障害者就労施設等から提供を受けることが可能な場合には、障害者就労施設等からの調達を積極的に検討する。

(2) 発注機会の確保

物品の購入又は役務の発注を行う場合には、障害者就労施設等が提供可能な物品又は役務がないか確認するなど、障害者就労施設等の受注機会の確保に努める。

8 調達実績の公表

法人は、年度終了後速やかに、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、その概要を法人のホームページ等により公表する。

9 法人が行う契約における障害者の就業を促進するための措置等

法人は、障害者優先調達推進法第 10 条の趣旨を踏まえ、契約における公正性、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、契約の性質等に応じ、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

10 本方針の見直し

本方針は、毎年度見直しを行うものとする。